

# 第1回定例会 会議録

会期 自 令和 7年 3月11日

至 令和 7年 3月17日

(7日間)

# 第 1 回定例会会議録目次

議事日程	(審議結果) . . . . .	2
	一般質問通告書 . . . . .	3
第 1 日	(招集、上程、説明、報告、委員会付託)	
	招集挨拶・報告 . . . . .	6
	議第 1 号～10号 (条例) . . . . .	10
	議第 11号 (事件) . . . . .	12
	議第 12号～18号 (補正予算) . . . . .	13
	議第 19号～27号 (予算) . . . . .	15
	陳情第 1号 . . . . .	16
第 4 日	(一般質問)	
	第 6 番 井出 光 議員 . . . . .	17
	第 4 番 渡邊 亜子 議員 . . . . .	21
	第 1 番 中嶋 治樹 議員 . . . . .	23
	第 9 番 大西 たま子 議員 . . . . .	26
	第 2 番 川上 真人 議員 . . . . .	35
	第 5 番 渡邊 正 議員 . . . . .	37
第 7 日	(質疑、討論、採決、委員長報告)	
	議第 1 号～10号 (条例) . . . . .	40
	議第 11号 (事件) . . . . .	44
	議第 12号～18号 (補正予算) . . . . .	45
	議第 19号～27号 (予算) . . . . .	48
	陳情第 1号 . . . . .	55
署 名	. . . . .	57

令和7年 川上村議会 第1回 定例会議事日程

日 程 番 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	会議録署名議員の指名 9 番議員 1 番議員											
第 2	会期の決定 ( 3 月 1 1 日～3 月 1 7 日までの 7 日間)											
第 3	諸般の報告											
	(1) 村長の招集挨拶及び行政報告											
	(2) 議長行政報告											
	(3) 一部事務組合報告											
	(4) 監査報告											
第 3	(5) 専決処分報告											
第 4	一般質問 (別紙通告書のとおり)											
第 5	議第1号 川上村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 6	議第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 7	議第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 8	議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 9	議第5号 特別職の職員で常勤のものの旅費に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 10	議第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 11	議第7号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 12	議第8号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 13	議第9号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 14	議第10号 川上村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 15	議第11号 川端下辺地ほか7辺地に係る総合整備計画の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 16	議第12号 令和6年度 川上村一般会計第8回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 17	議第13号 令和6年度 川上村国民健康保険特別会計第3回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 18	議第14号 令和6年度 川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 19	議第15号 令和6年度 川上村介護保険事業特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 20	議第16号 令和6年度 川上村訪問看護事業特別会計第2回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 21	議第17号 令和6年度 川上村簡易水道事業会計第4回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 22	議第18号 令和6年度 川上村下水道事業会計第3回補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 23	議第19号 令和7年度 川上村一般会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 24	議第20号 令和7年度 川上村営バス事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 25	議第21号 令和7年度 川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 26	議第22号 令和7年度 川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 27	議第23号 令和7年度 川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 28	議第24号 令和7年度 川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 29	議第25号 令和7年度 川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 30	議第26号 令和7年度 川上村簡易水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 31	議第27号 令和7年度 川上村下水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第 32	陳情第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【追加議案】

追加1

日 程 番 号	審 議 事 項	審議結果	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番	8番	9番	10番
第 1	委員会の議会閉会中の継続調査の件											

令和7年川上村議会第1回定例会一般質問通告書				
通告番号	質問要旨	質問者	所要時間	答弁者
1	○既存の小学校の不具合カ所のメンテナンスについて ・小学校の視察を行った際に、何カ所も修理が必要な案件が見受けられた。統合小学校建設が近いのか、教育施設整備基金積立のためか不明だが、子どもたちが安全に心地よく勉強できるよう早急に修理すべきだと思うが如何か。	第6番 井出 光	20分	教育振興課長
	○村内上下水道の配管等設備の現状について ・現在、日本中で上下水道の配管等の故障が問題となっているが、川上村ではどのような調査を行っていて、その結果はどうなっているのか。 ・下水道公会計上もっと普及率を上げていかなければならないと思うが、現在の普及率はどの程度か。 ・昨年、村内の水源地が水不足となったが、現在はどのような状況か。		15分	建設課長
2	○本郷にある通所型介護施設「宅老所」について ・本郷にある宅老所の施設が老朽化していて利用者やスタッフにとって快適な環境とは言えない状況であるが、村として施設の老朽化に関する現状をどのように認識しているのか。 ・今年、施設の契約が満期を迎えることを踏まえ、施設環境の改善に向けたこれまでの対応や、今後予定されている計画はあるのか。	第4番 渡邊 亜子	20分	保健福祉課長
3	○子育て支援課の設置について ・令和5年第3回定例会の一般質問において、村長から子育て支援窓口の一元化について組織改革を含めて今後体制づくりを進めていく旨答弁があったが、現在の進捗はどのような状況か。	第1番 中嶋 治樹	30分	村長
	○農繁期における文化センター駐車場の状況について ・文化センターは隣接にかわかみ保育園があり、交通安全については配慮が必要な場所と考えられる。農繁期、文化センターの駐車場に大型トラックが多数駐車されているのが見受けられるが、駐車場の利用方法について何かしらの取り決め等はあるのか。		15分	生涯学習課長
4	○5ヶ年計画の進捗状況について ・第7次5ヶ年総合計画の実施期間が半ばになったが、事業の進捗はどのような状況か。また、総合計画の推進にあたり、本村において何が最大の課題と考えているのか。	第9番 大西たま子	10分	むらづくり推進課長
	○これからの農業政策について ・農業がきびしい状況の中、安定した経営を目指すためにどのような政策を進めていくのか。		15分	産業課長
	○地域福祉の取り組みについて ・高齢化社会に進む川上村として新たな対応が求められていると思うが、地域福祉への政策をどのように進めていくのか。		15分	保健福祉課長
5	○梓山地区 一ノ瀬と梓湖の現状と今後について ・一ノ瀬の砂防堰堤が土砂によりほぼ満杯の状態となっており、梓湖についても4分の3程度埋まっている状態となっているが、今後何か対策は考えているのか。	第2番 川上 真人	10分	建設課長
6	○副村長の任命について ・副村長が空席となって間もなく1年が経過しようとしている。副村長を置き行財政改革、政策立案、リスク管理などマネジメントを強化していくべきと考えるが、このことに関して村長はどのように考えているのか。	第5番 渡邊 正	15分	村長
	○外国人技能実習生、特定技能外国人における公共交通の利用について ・村営バスやJR小海線の昨年1年間の利用状況はどのような状況か。 ・村で暮らす外国人向けに公共交通の利便性を高めるための方策や計画はあるのか。		15分	産業課長

招集年月日	令和7年3月11日			
招集の場所	川上村議事堂			
会期	令和7年3月11日 午前10時00分から 令和7年3月18日 午前11時15分まで			
出席議員	1番	中嶋 治樹	6番	井出 光
	2番	川上 真人	7番	由井 基治
	3番	古原 和哉	8番	林 克比古
	4番	渡邊 亜子	9番	大西 たま子
	5番	渡邊 正	10番	由井 秀樹
欠席議員	なし			
不応招議員	なし			
会議録署名議員	9番 大西 たま子		1番 中嶋 治樹	
地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名	村 長 由井 明彦 副 村 長 教 育 長 藤原 克朗 会 計 管 理 者 原 恭司 総 務 課 長 由井 正一 税 財 政 課 長 高見澤 光 むらづくり推進課長 原 岳司 産 業 課 長 中嶋 昌哉		建 設 課 長 藤原 英紀 保健福祉課長 由井 康奈 社会福祉協議会局長 遠藤 亮治 保 育 所 長 篠原 正和 教育振興課長 長崎 治 統合小学校推進室長 加藤 明男 生涯学習課長 原 達也	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 井出 智博 書 記 原 温子			
会議の経過	別紙のとおり			

## 令和7年第1回川上村定例会（第1日）

令和7年3月11日  
開会 午前10時00分

### 開会宣言

○議長（由井秀樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は全員の出席を得ております。ただいまから、令和7年第1回定例会を開会いたします。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（由井秀樹君） それでは、日程により議事を進めます。

最初に会議録署名議員を指名いたします。

9番大西たま子さん、1番中嶋治樹君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（由井秀樹君） 続いて、会期の決定についてお諮りをいたします。

会期につきましては、先日3月6日の議会運営委員会で検討されましたので、その結果を、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 林 克比古君。

○議会運営委員長（林 克比古君） おはようございます。議会運営委員会から第1回定例会の運営につきましてご報告いたします。

3月6日役場で議会運営委員会を開催いたしました。最初に会期でございますが、本日11日から17日まで7日間といたしました。

一般質問は、3月14日に予定しまして、通告順については、議案集綴り込みのとおりです。

上程される議案は、条例案が10件、令和6年度各会計補正予算案が7件、令和7年度各会計当初予算案が9件、辺地総合整備計画の変更が各1件です。

すべての案件について、本日上程し、17日に質疑、討論、採決の予定であります。

慎重な審議と議論、またスムーズな議会運営にご協力をお願いしまして、報告といたします。

○議長（由井秀樹君） 議会運営委員長から、会期は本日から3月17日までの7日間とする旨の報告がございました。

委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、委員長報告のとおり、本日から3月17日まで7日間と会期を決定いたします。

### 日程第3 諸般の報告

#### (1) 村長招集挨拶及び行政報告

○議長(由井秀樹君) 続いて、諸般の報告に入ります。

最初に、村長招集挨拶及び行政報告を求めます。由井村長。

○村長(由井明彦君) 改めて、おはようございます。

まず冒頭に、13年前の東日本大震災が起きた日でございます。今年で14年目に入ろうとしているわけでございます。亡くなった方が1万6千余、そしてまた未だに遺体が見つからない方が2千5百人余であります。改めまして犠牲になられた方の皆様方に心よりのご冥福、そして被災された方々へ改めてお見舞いを申し上げ、ともに、未だに見つからない遺体の1日も早い発見をお願いするものであります。

また川上村の友好市町村であります、奈良県の川上村で大火災が発生をしております。昨日の午後2時頃だったそうでございます。今日までに燃えた面積が2万平方メートルということでございます。先ほど電話をいたしました。村長と電話をいたしました。今日自衛隊のヘリが3機飛んできて薬剤を撒く予定でありましたが、何分にも雨が少なくて鎮火に至っていないという報告でありました。1日、1時間でも早い鎮火を願うものであります。

さて今年は、年明けから比較的暖かい冬でありましたが、2月に入り大陸からの寒気により、東北北部地方を中心に記録的な豪雪となりました。ニュースなどで降雪状況を見るに、日々の雪かきなど住民の方々のご苦労は図りしれないものがあり、雪の少ない私達にとってはそれが無いだけで幸せなのではないかと思う事もあります。また本村では、2月中旬より寒気の影響を受けマイナス10度を下回る日が続きましたが、ようやくここへきて春の陽気を感じるようになってきております。

一方で、関東・中部地方での降雨・降雪の少なさは空気の乾燥を助長し、全国各地で大規模な山林火災が発生しております。今後も、河川の水位低下やダム等の貯水不足等による住民生活への影響がないか懸念するところでもあります。

さて、本日ここに、令和7年川上村議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともにお忙しい中、全員の皆様のご出席を得て開会できますことを、まずもって御礼申し上げます。

さて、今議会に提出いたしました議案の説明に先立ちまして、最近の村政を取り巻く

情勢などについて申し上げます。

はじめに、国の新年度予算についてです。国の新年度予算額は 115 兆円規模となる見込みです。「骨太 2024」等に沿って、経済・物価動向に配慮しつつ、これまでの歳出改革努力を継続し重要な政策に重点を置くとし、「こども・子育て支援」の本格実施や「地方創生交付金の倍増」など重要政策課題へ対応するとしております。

また、2 月下旬の自民・公明・維新による合意により、「高校授業料の無償化」「社会保険料の引き下げ」を追加とした予算案が可決される見込みであります。地方交付税につきましても、前年比 3 千億円増となる総額 19 兆円となり、7 年連続での増加が見込まれます。地方自治体が行政サービスを安定的に提供できるよう、適切な予算確保をしていただいたと考えております。

次に、県政の動向についてです。「しあわせ信州創造プラン 3.0」に基づいた政策を柱に、一般会計で 1 兆 118 億円となる見込みです。人口減少対策に手厚い予算を確保し、さらなる社会増を推進するとともに、地震防災対策の強化も重視されております。本村としましても長野県同様の問題意識をもっておりますので、補助金などの財源を見逃す事なく、住民サービスに反映させて参ります。

次に、本村が取り組んでおります事業の進捗について申し上げます。

最初に統合小学校建設についてです。令和 6 年 12 月定例会において、学校建設に係る関連予算を計上したところですが、建築費の高騰や財源の確保について、皆さまの同意をいただく事ができず否決となったところであります。

この件を踏まえ、1 月に有識者会議を開催し、ご意見を頂戴するなかで、建設にむけて理事者側と議会が真筆に向き合い、再度前向きに検討していく事を確認しました。また、議会の皆さまにも全員協議会等においてご検討いただいた結果をご提言いただきましたので、これを考慮した事業となるよう努力して参ります。

いずれにせよ、このような混乱を招いてしまったのも私の力不足であり、改めて村民の皆さまにお詫び申し上げます。

建設にあたっては、まだまだ課題等あると思いますが、村民の皆さまに、ご理解・ご協力をいただくとともに、ここにおいで議員の皆さまのお力添えもいただきながら、子供達の未来への礎となる校舎として開校できるよう進めて参ります。

それでは、令和 7 年度当初予算について申し上げます。議員の皆さまには、先日、各担当課より詳細な予算説明がおこなわれたと思っておりますので、私の方からは、当初予算に計上いたしました主な事業について総合計画の「3 つの基本目標」に沿って順次ご説明いたします。

はじめに、「安心して子どもを産み、生活できる環境をつくる」についてであります。

少子化が進む中において、安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、村政の重要課題の一つであります。引き続き、子どもの医療費や妊婦検診、不妊治療に対する助成を行いながらも、国の施策と連動した出産・子育て支援を行うとともに、保育園の環境整備等を進めて参ります。

また、小中学校の児童、生徒の学校給食無償化につきましては、令和4年度より村単独で行ってきておりましたが、先般の自民・公明・維新の合意により、令和7年度より国の施策として行われます。当初予算確定後の決定となりましたので、今回財源は見込んでありませんが、今後何らかの形で措置されるものと考えています。

また、村民の皆さまの健康・福祉にも重点をおき、健康推進活動等を支援して参ります。

次に、2つ目の「持続可能な産業と選ばれる地域をつくる」についてであります。川上村の産業といえば、やはり高原野菜であり、この基幹産業を支える為の農業施策は非常に重要であると考えます。農道や排水路の整備は当然ながら、多面的機能支払交付金を利用した各地区が自ら行う環境整備についても支援してまいります。また、適正な施肥設計を構築するための土壌診断所を移設し、引き続き安定した診断が行える環境を整備いたします。

林業分野におきましては、村有林の管理は基より、民有林の管理を希望する所有者の意向に沿って、間伐などを行って参ります。地域づくりに重点をおいた施策としましては、「地域活性化創業推進事業補助金」の拡充を図るとともに、今年度より「空き家対策」や「地域おこし協力隊」により、環境整備と定住促進を進めて参ります。

最後に、「災害に強く、安定した生活の基盤を共につくる」についてです。生活基盤である、道路の維持補修は当然の事ですが、村民の皆さまへの情報伝達手段となる防災無線の屋外子局の更新や、消防団員の安全対策や、避難所としての機能を有す各地区公民館の防災備蓄品を更新して参ります。

いずれにしましても、予算につきましては、コスト意識を持ち着実に執行するとともに、本当に必要とする住民サービス向上に向けて努力して参ります。

それでは、本定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

内容は、条例改正が10件、辺地計画の変更が1件、令和6年度一般会計及び特別会計補正予算案が7件、令和7年度一般会計及び特別会計の当初予算案が9件の合計27件となります。

各会計補正予算につきましては、一般会計で4億5百万円の追加をお願いするものです。主な補正予算の内訳は、役場庁舎建設費に充当しました緊防債の繰上げ償還に4億1千1百万円を計上しております。主な財源は、減災基金繰入金と交付税の留保分を利

用しております。

詳細につきましては、各担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、私の行政報告につきましては、お手元の議案集をご覧いただきたいと思います。以上をもちまして、私の招集挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。本日は大変ご苦勞様です。

## **(2) 議長行政報告**

○議長（由井秀樹君） 続いて、議長行政報告及び議員派遣報告を申し上げます。

議長行政報告につきましては、議案集の中に綴り込んでありますので、ご覧をいただきたいと思います。

## **(3) 一部事務組合報告**

○議長（由井秀樹君） 続いて、一部事務組合報告を求めます。

佐久広域連合議会の報告を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =佐久広域連合議会報告=

○議長（由井秀樹君） 次に、佐久環境衛生組合議会の報告を求めます。

佐久環境衛生組合議会議員 中嶋治樹君。

○佐久環境衛生組合議会議員（中嶋治樹君） =佐久環境衛生組合議会報告=

## **(4) 監査報告**

○議長（由井秀樹君） 続いて、監査報告を求めます。代表監査委員、林公上君。

○監査委員（林 公上君） =監査報告=

## **(5) 専決処分報告**

○議長（由井秀樹君） 続いて、専決処分報告を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =専決処分報告=

○議長（由井秀樹君） 以上、諸般の報告がございました。

ここで質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

○議長（由井秀樹君） 質疑はないようですので、諸般の報告を終わります。

#### **日程第4 一般質問**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第5 一般質問につきましては3月14日に予定しておりますので、そのようにご了承をお願いいたします。

#### **日程第5 議第1号 川上村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第5 議第1号 川上村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第1号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第6 議第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて日程第6 議第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第2号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第7 議第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第7 議第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第3号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第8 議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第8 議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第4号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第9 議第5号 特別職の職員で常勤のものの旅費に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第9 議第5号 特別職の職員で常勤のものの旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第5号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は、3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第10 議第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第10 議第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第6号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

ここで11時15分まで休憩といたします。

(10 : 58)

(休 憩)

(11 : 15)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

**日程第11 議第7号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第11 議第7号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。保育所長。

○保育所長（篠原正和君） =議第7号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 12 議第 8 号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 12 議第 8 号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） =議第 8 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 13 議第 9 号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 13 議第 9 号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第 9 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 14 議第 10 号 川上村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 14 議第 10 号 川上村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） =議第 10 号説明=

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 15 議第 11 号 川端下辺地ほか 7 辺地に係る総合整備計画の変更について**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 15 議第 11 号 川端下辺地ほか 7 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） ＝議第 11 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

### 日程第 16 議第 12 号 令和 6 年度川上村一般会計第 8 回補正予算

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 16 議第 12 号 令和 6 年度川上村一般会計第 8 回補正予算を議題といたします。

○議長（由井秀樹君） 説明を求めます。高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） ＝議第 12 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。由井総務課長。

○総務課長（由井正一君） ＝議第 12 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） ＝議第 12 号説明＝

○議長（由井秀樹君） 続けて、説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） ＝議第 12 号説明＝

○議長（由井秀樹君） ただいま日程第 16 議第 12 号 令和 6 年度川上村一般会計第 8 回補正予算の説明中ではありますが、ここで 13 時 10 分まで休憩します。

(12 : 01)

(休 憩)

(13 : 10)

会議の再開に先立ち、14 年前の本日、東北地方を中心に東日本を襲った大地震と、それに伴う津波により多くの尊い命が失われました。犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

被災された皆様はこの 14 年被災地や避難先で不自由な生活を送りながらも、互いに手を取り合い、懸命に生活を続けてこられたことに対し尊敬の念を抱かずにはられません。まだまだ復興には道半ばではありますが、我々も精いっぱい協力と励ましを今後とも続けていきたいと思っております。

ここで、この震災にて犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を供し、黙祷を捧げたいと思っております。皆様、ご起立をお願いいたします。黙祷。

(黙 祷)

どうぞご着席ください。

それでは、会議を再開いたします。日程第 16 議第 12 号 令和 6 年度川上村一般会計第 8 回補正予算について、説明を続けます。篠原保育所長。

- 保育所長（篠原正和君）＝議第 12 号説明＝
- 議長（由井秀樹君）続けて、説明を求めます。中嶋産業課長。
- 産業課長（中嶋昌哉君）＝議第 12 号説明＝
- 議長（由井秀樹君）続けて、説明を求めます。藤原建設課長。
- 建設課長（藤原英紀君）＝議第 12 号説明＝
- 議長（由井秀樹君）続けて、説明を求めます。長崎教育振興課長。
- 教育振興課長（長崎 治君）＝議第 12 号説明＝
- 議長（由井秀樹君）続けて、説明を求めます。原生涯学習課長。
- 生涯学習課長（原 達也君）＝議第 12 号説明＝
- 議長（由井秀樹君）以上で説明を終了いたします。本案に対する質疑、討論、採決は、3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第 17 議第 13 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計第 3 回補正予算**

- 議長（由井秀樹君）続いて、日程第 17 議第 13 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計第 3 回補正予算を議題といたします。
- 議長（由井秀樹君）説明を求めます。由井保健福祉課長。
- 保健福祉課長（由井康奈君）＝議第 13 号説明＝
- 議長（由井秀樹君）本案に対する質疑、討論、採決は、3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第 18 議第 14 号 令和 6 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 2 回補正予算**

- 議長（由井秀樹君）続いて、日程第 18 議第 14 号 令和 6 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。
- 議長（由井秀樹君）説明を求めます。由井保健福祉課長。
- 保健福祉課長（由井康奈君）＝議第 17 号説明＝
- 議長（由井秀樹君）本案に対する質疑、討論、採決は、3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

#### **日程第 19 議第 15 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算**

- 議長（由井秀樹君）続いて、日程第 19 議第 15 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。
- 議長（由井秀樹君）説明を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君）　＝議第 15 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 20 議第 16 号 令和 6 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算**

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 20 議第 16 号 令和 6 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君）　＝議第 16 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 21 議第 17 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計第 4 回補正予算**

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 21 議第 17 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計第 4 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君）　＝議第 17 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は、3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 22 議第 18 号 令和 6 年度川上村下水道事業特別会計第 3 回補正予算**

○議長（由井秀樹君）　続いて、日程第 22 議第 18 号 令和 6 年度川上村下水道事業会計第 3 回補正予算を議題といたします。

説明を求めます。藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君）　＝議第 21 号説明＝

○議長（由井秀樹君）　本案に対する質疑、討論、採決は3月17日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 23 議第 19 号 令和 7 年度川上村一般会計歳入歳出予算**

**日程第 24 議第 20 号 令和 7 年度川上村営事業特別会計歳入歳出予算**

**日程第 25 議第 21 号 令和 7 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算**

**日程第 26 議第 22 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計算入歳出予算**

**日程第 27 議第 23 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出予算**

**日程第 28 議第 24 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算**

**日程第 29 議第 25 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算**

**日程第 30 議第 26 号 令和 7 年度川上村簡易水道事業会計予算**

**日程第 31 議第 27 号 令和 7 年度川上村下水道事業会計予算**

○議長（由井秀樹君） 続いて、令和 7 年度当初予算です。この予算につきましては、3 月 3 日、3 月 4 日の予算研修で説明が済んでおります。

したがって、日程第 27 議第 22 号 令和 7 年度川上村一般会計歳入歳出予算から、日程第 31 議第 27 号 令和 7 年度川上村下水道事業会計予算までを一括して上程いたします。

説明を省略いたします。

本案に対する質疑、討論、採決は 3 月 17 日に予定しておりますので、そのようにご承知をお願いします。

**日程第 32 陳情第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情**

○議長（由井秀樹君） 続いて、日程第 32 陳情第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、その内容・主旨からして、その審査を社会文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、本陳情はその審査を社会文教委員会に付託します。

**散 会**

○議長（由井秀樹君） 以上で、本日予定した日程はすべて終了いたしました。

本日は、これを以って散会といたします。

ご苦勞様でした。

（散会 14 時 27 分）

## 令和7年第1回川上村定例会（一般質問）

令和7年3月14日

（午前10時00分）

### 日程第4 一般質問

○議長（由井秀樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は、全員の出席を得ています。これから本日の会議を開きます。

本日は日程第4 一般質問を予定しています。

日程第4 一般質問に入ります。通告順に許可します。

最初に、通告番号1 6番議員井出 光君。

○6番（井出 光君） 皆さん、おはようございます。通告書に従って2点質問します。

1点目が既存の小学校の不具合箇所のメンテナンスについてです。小学校の視察を行った際に何箇所も修理の案件が見受けられました。統合小学校の建設が近いためか、教育施設整備基金積立のためか不明ですが、子供たちが安全に気持ちよく勉強できるように早急に修理すべきと思いますが、いかがでしょうか。

2点目、村内上下水道の配管設備等の現状について。現在日本中で上下水道の配管等の故障が問題となっているが、川上村ではどのような調査を行っていて、その結果はどのようになっているのか。上下水道公会計上、もっと普及率を上げていかなければならないと思うが、現在の普及率ほどの程度か。

昨年村内の水源が水不足となったが、現在はどのような状況か。

以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） 私からは、6番議員さんの既存の小学校の不具合箇所のメンテナンスについての質問に、お答えします。

現在の第一小学校は、昭和53年から54年度に建設され、平成10年度に大規模改修を行っています。建設から46年が経過しています。また、現在の第二小学校は、昭和57年から58年度に建設され、42年が経過しています。両校とも40年以上を経過しており、以前から、劣化による破損や不具合箇所などが目立つようになってきています。

これまでも、学校より不具合箇所や修繕箇所の報告を受け、直ちに現地を確認しまして判断を行ってきました。軽微なもので、直接直せそうであれば、我々や教頭先生と一緒に修繕を行うこともあります。また、専門の業者をお願いしなければいけない時は、見積もりを取るようにして、その対応を判断してきたところであります。修繕について10万円以下の軽微なものであれば、例年、当初予算での確保により、直ちに対応できる

ようにしてきています。また、これらや、大きなものを含め、児童が安全か、困らないか、を見極めながら、直ちに実施するものと、様子を見るものとに分別してきました。

このことにより、管理上の工夫によりカバーできるものは、様子を見てきた部分もあります。確かに、大きなものは、統合小学校の建設が控えていましたので、様子を見るものもあったことは事実です。しかしいま、この状況が変わったこともありますので、改めて再検討を行っておりまして、その中で判断していきたいと思います。

なお、来年度の当初予算では、余裕を持った修繕費を計上していますので、対応していきたいとも考えています。予算案を含め、ご理解をいただければというふうに思います。

今後も、中学校を含め、児童生徒の安全性や、困らないといった観点を優先しながら、状況に応じたメンテナンスに努めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私からは、以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて、答弁を求めます。藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君） 私からは、村内上下水道の配管等設備の現状について、お答えします。

最初に、現在日本中で上下水道の配管等の故障が問題となっているが、川上村ではどのような調査を行っていて、その結果はどのようになっているのかというご質問でございます。

水道管の法定耐用年数は40年とされており、水道施設の老朽化は全国的に深刻であり、管路も含めた施設の多くが耐用年数に達してきております。本村でも同様であります。管路については、ほとんどが地中に埋設されており、耐用年数は経過しているものの使用できる管であったり、そうではないものであったりと様々です。

本村の水道管の延長はおよそトータルで150km程度でございますけれども、現在では管路よりもポンプなどの管路以外の施設及び機器の更新等を優先して実施しております。限られた財源で効率的に進めるには村単独の財源で行うことは大変困難であります。

水道施設の老朽化対策は全国的な問題であることから、今後において、水道部署の担当省庁が変わったというタイミングでもありますし、国から補助メニュー等が徐々に示されてくると思いますので、しかるべきタイミングで効率的に水道管路の更新を行って参りたいと思います。

次に下水道管についてですが、下水道管の法定耐用年数は50年とされており、埼玉県八潮市の下水道管腐食による道路陥没事故を受けて、国では一斉調査の指針が示されました。下水道管が原因の道路陥没事故の大半は、地表から50センチ以内の深さで管が埋設され、都市部に集中しているのが特徴です。下水管は布設年度や流量などにより

管種は様々ですが、汚水から生じる、今回も問題になっておりました硫化水素により内部が腐食することが管路故障の原因となりますが、国から示された緊急調査の対象は、600 ミリ以上の大口径管と腐食のおそれがある大口径管路であります。

本村の下水管は、総延長が 27 キロで、一番大きい管口径は 300 ミリ以下であり、また今回問題となっている硫化水素は管路の落差や段差の大きいところで主に発生しますが、本村にはそうした箇所はないため、緊急調査の該当にはなっておりません。

しかしながら本村の下水道施設は平成 12 年から供用が開始され、既に 25 年が経過しております。現在下水道施設は、ストックマネジメント計画を立て、国の補助メニューにより施設の更新を行っております。現在の計画の期間は、令和 8 年度までの 5 年計画であり、主にマンホールポンプの施設や施設の耐震診断を行ったところでありまして、次期のストックマネジメント計画（令和 9 年度以降）において、管路の更新プログラムを検討していく予定であります。

次に、下水道公会計上もっと普及率をあげていかなければならないと思うが、現状の普及率はどの程度かというご質問でございます。村内、下水道接続率については、人口による推計により算出しておりますが、令和 6 年 3 月 31 日時点では、73%の接続率であります。

下水道事業の安定的経営の実現や投資効果を得るためには、全戸数の接続を前提に費用を投資して下水道事業を進めていることから、より多くの住民の方に接続していただき、水洗化率の向上を推進していく必要があります。

主に住宅の新築時、区域内は下水道対象内であり、区域外は浄化槽という現状でありますけれども、区域内の新築時、また改築時、既存の浄化槽が老朽化し、更新時等のタイミングにおいては、下水道への接続をお願いし、理解を求め、引き続き接続率向上に努めていきたいと思っております。

最後に、昨年度、村内の水源が水不足となったが、現在はどのような状況かというご質問でございます。村内の水源の現在の状況ですが、下地区の配水区域である大深山水源の供給については、今月になり若干減少傾向にありますが、影響を及ぼすほどの水量低下ではございません。

上地区の梓山地区と一部秋山地区を配水区域とする梓山水源が、昨年度と同様に水量が低下し、現在川端下水源の水を一部に供給しております。昨年度の天候、今年においては、冬場において極端に降水量が少なかったということもありますが、梓山地区の水量低下については、昨年度より約 1 カ月遅れで、今年度 12 月の中旬から徐々に低下の状態が現れてきておりますが、現状では水源地の切り替え等の配水調整で対応が来ています。

しかしながら、今後配水調整だけでは間に合わない事態まで想定すると、その対策には時間も費用も膨大に掛かることから、そういった対策を慎重に判断して、また計画を立ててまいりたいと思います。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。井出光君。

○6番（井出 光君） 小学校の件ですけれども、先日の補正予算で窓枠の修理をしたと報告がありましたので、その辺は認識しているのですけれども、その他にも水洗トイレが地下水を使っているんで、用を足しても流せないと、地下水が溜った時に自然に流れるという、すごい不衛生なトイレを使っているのですけれども、今時そんなトイレがあること自体がおかしいと思うので、そこはお金がかかっても仕方ないので、用を足したら流せるというようにしないと、集団感染等防ぐ目的からも非常に不衛生なので、見積りを取っていただいて、用を足したら水洗で流せるというそういう感じにしてほしい。

もうひとつ教室の中にある洗面所で、そこで水を流すと下水から逆流してきて、教室の中に水が溢れてしまう。それもおかしな話で、それも大至急見積りを取って修理をお願いします。

第二小学校の給食室の前が絨毯になっているけれども、そこを子供たちが掃除機をかける時に、コンセントの容量が足りなくて、ブレーカーが上がってしまうと。これまたブレーカーを上げるのか、充電式掃除機を使うのか、というようなことを研究してほしいと思います。

その他学校の先生、子供たちにも不具合の所のアンケートを取ってもらって、できるだけ直せるところは直して行ってほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。長崎教育振興課長。

○教育振興課長（長崎 治君） ご指摘をいただきました。ありがとうございます。いずれ状況を判断をして、状況を見て、教頭先生が校内を管理されておりますので、教頭先生とよく協議を詰めて、対応できるものからしていきたいと考えているところでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 井出光君。

○6番（井出 光君） 水道会計、できるだけ努力をして、下水道の普及率を上げていただくようにしていただいて、職員は毎日冬場梓山を循環して水の調整をしているので、できれば昨年もあった居倉の水源地の問題、結局は梓山、秋山、結局は秋山がいずれ足りなくなる可能性が充分あるので、その辺の根本的な対応を考えていていただきたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君） 再質問で議員がおっしゃったとおり2年続けて水量不足ということが見受けられたので、いつまでも職員による毎日の手作業の調整では限界があるかと思っておりますので、いまこれから検討しているのは溜める水を増やすのか、川端下から逆に送る時に作る水を増やすのか、いい水源があれば、梓山地区で2番目の水源を見つめられるか、いろいろな角度から対策を練っていかなければならないと思っておりますので、その対策の進捗状況については共有して、また対策に臨んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 井出光君。

○6番（井出 光君） よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 以上で、6番議員井出光君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号2、4番議員渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） おはようございます。通告書に従い質問します。

本郷にある宅老所は築100年を超える古民家を活用していますが、大変老朽化が進んでおります。建物の耐久性や設備の老朽化、安全面の問題なのが懸念されており、利用者様や職員にとって快適とは言えない状況です。今後も安心して利用できる環境を確保するために施設の改修や、移転の可能性も含めた対応が求められます。

そこで保健福祉課長に2点お伺いします。宅老所の老朽化に関する現状について、どのように認識しているか。1点目、現在の施設の老朽化について、建物の耐久性や設備の状況、安全面の問題など具体的にどのように評価されているのかをお聞かせください。

2点目今年度、宅老所が20年の賃貸借契約の満期を迎えることを踏まえ、今後の対応についてどのように考えていますか。改修や移転の可能性、新たな施設整備の計画など具体的な方向性があれば、教えてください。お願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） それでは、4番渡邊議員の「本郷にある通所型介護施設「宅老所」について、2つのご質問にお答えしたいと思います。

1つ目は「施設の老朽化に関する現状認識について」、2つ目は「施設環境の改善に向けたこれまでの対応や今後の計画について」ということでございます。

1つ目の「施設の老朽化に関する現状認識について」であります。宅老所は、平成17年4月に開設され、もうすぐ21年目を迎えます。20年が経過した現在、施設の老朽化が進む中、必要に応じて改修しながら使用していますが、冬の寒さ対策など、改善が課題であると考えております。

従来の老人福祉法や老人保健法の福祉制度から、2000年（平成12年）の4月1日に介護保険制度として導入され、行政の措置制度から契約制度へ移行し、これにより民間

企業など多様な事業者が参入できる仕組みとなりました。これにより柔軟な発想で利用者のニーズに応える形でのサービスが提供されるようになりました。村内では、社会福祉協議会が、適所介護のデイサービス、訪問介護のヘルパーなどの指定を受けサービスを開始し、その5年後、2005年（平成17年）4月には、「本郷宅老所だんらん」のサービスも提供されるようになりました。

この宅老所は、高齢者が自宅のように安心して過ごせるような、温かい家庭的な雰囲気大切に、小規模な介護施設です。

しかしここ数年、様々な要因で、利用者数も毎年減少し、平成28年度と令和5年度の延べ利用者数は、約1,000人減少し、定員12人以下に対する稼働率や介護収入も年々減少し、さらに物価・光熱費等の価格高騰の影響も受け、運営コストと収益のバランスが難しい状況であります。

また、サービスの質の維持といった課題もあり、今後は、質の向上に向けた対策も必要になってきています。

次に2つ目の「施設環境の改善に向けたこれまでの対応や今後の計画について」です。今年度で宅老所施設の賃貸借契約も満期を迎えますが、これまで、洋式化を含めたトイレ改修、断熱窓の改修、エアコンの設置など、コストを抑えながらも、施設の維持管理に関する必要な修繕を行ってまいりました。そして昨年度と今年度、地域包括支援センター職員全員で先進的な介護現場の視察に、宮田村の宅老所とか、小規模多機能、社会福祉協議会の方へ行きまして、今後の進め方について検討してまいりました。

そして今年度村と社会福祉協議会とで宅老所の在り方検討会を開催し、先月28日には社会福祉協議会から新たな施設の建設・移転等の提案書が提出されました。これを受けまして、村といたしましても新たな施設の建設等について現在行っているサービスの維持向上も意識しながら、工事費、ランニングコスト、新たに発生する収入や削減効果、村内での経済循環など財政状況をしっかり踏まえた上で、よりよいサービスを提供できるよう、引き続き、行政機関・地域の住民やボランティア、各種団体、生活支援コーディネーター等で構成される生活支援体制整備協議体とも連携しながら、地域ニーズの把握と目標を共通した上で、新たな施設の建設に向けた協議を進めてまいりたいと思います。

私からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。渡邊亜子さん。

○4番（渡邊亜子さん） 説明を受け、現状を認識いたしました。

宅老所は長年にわたり多くの利用者様にとってかけがえのない場所として地域に貢献してきました。施設の老朽化による不便さを改修するため、スタッフの皆様が環境整備

にご尽力されていることに深く感謝申し上げます。

そのお陰で利用者様が自宅に居るように安心して過ごせる環境が保たれていることを大変意義深く感じております。ただいまの答弁で、宅老所在り方検討会議にて、宅老所の移転または新築の意見が多かったと認識しました。移転建て替えは急務であり、遅れるほど修繕費が増加し、費用対効果も悪化します。さらに南海トラフ巨大地震の発生リスクも高まっており、耐震性の低い現施設のままでは利用者様の安全確保が困難になる可能性があります。

そこでより具体的な議論をまとめるため検討委員会の設置を提案いたします。検討委員会には村長や理事者に加え、宅老所の現場で働くスタッフや、社会福祉協議会の職員、理事を含めることで、現場の声を反映し、関係者が連携して迅速に計画を進めることが可能になります。

また補助金の活用について、国や県の支援制度を最大限活用し、十分な資金を確保できるようにご検討ください。

そしてまた利用者が少なくなりましても、川上村には必要な施設であると思っておりますので、高齢者福祉の充実に加え、子育て支援の観点からも宅老所と併設するかたちで今必要とされている子供関連の複合施設についてもご検討いただければ幸いです。高齢者と子供が自然と触れ合うことで、世代間交流が生まれ、地域のつながりも深まるのではないかと期待しております。

これらを踏まえ、宅老所の移転、または建設計画が円滑に進むよう関係機関と連携しながら、計画の早期実施を強く求めます。

これで私の質問は終了です。

○議長（由井秀樹君） 以上で、4番議員渡邊亜子さんの一般質問を終ります。

一般質問を続けます。通告番号3 1番議員 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 過日通告しました2点の質問について話させていただきます。

1点目の質問です。令和5年定例会一般質問において、村長から子育て支援窓口の一元化を含めた体制づくりを進める答弁がありましたが、現在の進捗状況を伺いたと思います。

2点目の質問に入らせていただきます。

農繁期における、文化センター駐車場の状況についてです。農繁期、文化センターの駐車場に夜8時頃から翌日昼頃まで、大型トラックが多い時で10台ほど駐車しています。朝の時間帯は近隣の保育園の送り時間と重なり、交通事故も懸念されます。また重量のある大型車両が駐車することにより、文化センター駐車場のアスファルトの損傷も懸念されます。村ではこの状況をどのように認識しているのか、また駐車場の利用方法の取

り決めはあるのか、お伺いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。由井村長。

○村長（由井明彦君） 1 番議員 中嶋治樹君の質問にお答えさせていただきます。

まず子育て支援窓口の質問でございます。令和 6 年 4 月から役場の組織改革を行い、課の再編を行いました。この時に、課長補佐と係長を中心にした会議の場を設け、この会議とは別で、理事者と課長の会議の場等を設けて検討を重ねてまいりました。それぞれの会議の中で、子育て支援窓口の必要性は十分に認識してきたところであります。

方向性として令和 6 年 4 月からは、保健福祉課に子育て相談窓口を併設する形として決定してきております。

対応の中では、出産から育児までで、まず村職員がかかわるのは保健師です。その後、保健係や福祉係がかかわってまいります。保育園から小学校入学により、教育委員会が関わるわけでございます。

子育ての相談といえば、本当にあらゆる分野が想定されます。幼児期は「泣き止まないで困る」といったことや「医療的な相談」もございまして、中学生になれば「大人への成長期における相談」もあります。

あらゆる分野を網羅した、専門的な分野までもをカバーできる組織や機関の設置は当村の将来向かうべき姿ではあります。しかし、現在のところ窓口を設けて、まずは相談に乗り、担当者だけでは、その後わからない不明な分野がある場合は、庁内を横断的な形での取り組む方法での対応となります。

令和 6 年度の反省を踏まえ、令和 7 年度からはきちんと機能する組織づくりを推進してまいりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（由井秀樹君） 続けて答弁を求めます。原生涯学習課長。

○生涯学習課長（原 達也君） 私からは、農繁期における文化センター駐車場の利用方法についてのご質問にお答えいたします。

文化センター駐車場は広く駐車しやすいためか、農繁期を中心として大型トラックが休憩等のため無断で多数駐車しており対応に苦慮しているところです。また大型トラックの頻繁な出入りにより施設内水路のグレーチング等設備の破損が進み、6 年度に修繕したところです。

駐車場の利用方法について施設利用者無料駐車場のため取り決めはしておりません。また近隣の市町村の文化施設も駐車場の取り決めはありません。

対策としては、農協関係など団体等と話し合いの場を設けて、施設利用者以外に駐車場の控えていただくよう依頼してまいります。また利用方法に係る案内板設置についても

検討してまいります。

また、仮の話ですが、本村に大型トラック駐車場ができれば問題は解消すると思えます。私からは以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 1点目の子育て支援の関係ですけれども、村長に再質問します。

現在川上村で昨年機構改革をしていただいて、その時の説明にもありましたように早速やっていただいたことはすごい評価できると思います。その中でいま国も子育て家庭庁、県も子育て支援包括センターなどが一元化についてたぶん進めていると思いますが、長野県内市町村調べたところ、やっているところがほとんどない現状だと思います。取り組むのにたぶんハードルが高いし、費用もかかってくると思いますし、なかなか難しい問題だと思いますが、国や県がこういうことを進めている以上、村もぜひ取り組んでいただきたいとことと、他の市町村より早くこういうことを取り組むことによって、可能かどうか分かりませんが、県や国から補助金をもらうなど費用の面で補助してもらえることが可能かどうか、そういうことも含めて早くそういう一元化、他がやっていない中で独自で川上村で進めていくようなことをやってもらいたいと思いますが、その辺を少し考えててもらえることはできますか。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。村長。

○村長（由井明彦君） 今の治樹君のおっしゃるとおりでございます。令和6年度においては保健福祉課、教育振興課、保育所、子育て支援センターの情報連絡会を定期的開催し、相談先が分かるよう子育てマップの検討、子供家庭センターの設置に関する検討、子供計画の策定なども行ってきております。子ども家庭庁においても地域の子育て支援機能の強化を目的に子育て支援センターの設置が推進されており、本村においても国の動向を注視しながら、より効果的な支援体制の構築に向けた検討を進めてまいります。

今中嶋議員がおっしゃいました、やはりスピーディーに、迅速にやったらどうかというご意見でございます。国あるいは県、お願いにまいるして有利な補助金等精査いたしまして、今後関係部局と連携しながら、子育て支援課の設置を含めた組織体制の在り方について立体調査や、他自治体のやり方を参考に、より良い体制づくりを検討してまいります。よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 1番議員 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） 村の方もそういう進め方でやってもらえるということなので、ぜひ早くやってもらえるということ、国県も基本やれというばかりでなかなかそういう財源がないので、その辺村でも工夫してもらって、予算付けてもらえるような、補助金がもらえるようなことができればぜひやってもらいたい。

村の中では子育て支援センターだったり、保健福祉課、保育園、学校関係、教育委員会等連携をして、すでに課長さんたちの中では相談が来た時には、情報共有がなされていることもお聞きしますので、そこだけが大変にならないように、村の方でしっかりやってもらおうと、一元化してもらって、連絡がスムーズにできるようにしてもらって、そのことが進んでもらえれば有難いと思いますので、ぜひよろしくお願いします。1点目については以上です。

2点目の文化センター駐車場について再質問します。

取り決めがないということなので、今のところたぶん自由に使っていると思うのですが、それと昨年から急に増えたと思うのですけれども、左岸道路が開通した関係と思うのですが、大型トラックについては川上村の産業の高原野菜のある限り必ず必要なものなので、先ほども駐車場の整備等をおっしゃっていましたが、ぜひ村でトラックステーションなどを作ってもらって、運転手さんたちも毎日大変なので、休憩できる場所をぜひ作ってもらいたいと思いますが、その辺をもう少し具体的なことがあるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。原生涯学習課長。

○生涯学習課長（原 達也君） 今トラックステーションの取り決めはないわけですが、トラックステーションが必要だと思いますので、村の関係ですので、内部で検討していきたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 中嶋治樹君。

○1番（中嶋治樹君） ぜひ産業に必要なものですので、その辺の検討を早くしてもらえようをお願いします。今年は間に合わないと思うのですけれども、どうしても保育園があって、先生方が散歩に行かれる時なんかたぶん交通安全に関しては相当配慮してもらっていると思いますが、どうしても突っ込んでくるとか避けられない事故等必ずあると思うのです。その時にさすがに車の大きさからしてかなりの人身事故になる可能性があるのです。その辺保育園の中でなくて、止められる以上、生涯学習課か村なのか分からないのですけれども、看板を立てるなり、配慮をしてもらいたいと思います。その辺もスピーディーにやってもらえるようにしていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で1番議員 中嶋治樹君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。 通告番号 9番議員大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 9番議員 大西たま子です。通告に基づいて3点について質問いたします。

1点目は5ヶ年計画の進捗状況についてです。2023年5月に第5次5ヶ年計画が発表

されました。この計画は5年間で村の状況と課題をあげ、それに対してどう取り組んでいくかの政策が明記されています。発表から3年目を迎えますが、事業がこの間どのようになっているのか進捗状況を伺います。

またこの計画を通し、村の課題も見えてきたと思いますが、併せてそのことについて伺います。

2点目はこれからの農業政策についてです。川上村の基幹産業である農業生産の厳しさを多くの方が口にします。先日発行した「たま子の便り」投稿には今、農業を担っている後継者からやる気とともに一方で行き先の不安の声も聞かれます。これから安定した生産経営を進めるためにも村への要望が上げられています。

要望の内容としましては、排水、灌漑用水、農道の老朽化への対策、農地が集約化されたときの水路、道路等整備事業への支援、連作などによる障害に対する路上不良に対応する土づくりへの支援、農業作業時の身体の負担を軽減するための機械化への補助など、今生産者が望む農業政策と考えられますが、これらのことについて、村の考えを伺います。

3点目は地域福祉の取り組みについてです。村では高齢化が進む中で、介護に頼らず、自分で生活ができるようにと地域包括を中心とした取り組みが進められています。

私に関わっている介護予防の体操サロンでは、今まで元気に体操に来ていた方が来なくなり、どうしているのかと周りの方に聞くと、お達者クラブや宅老所へ行くようになったと聞きますが、村には元気な高齢者は大勢います。しかし誰にでも誰かの支援を必要とするときがあると思います。今後これから新たな対応が求められてくると思いますが、現在どのような政策を進めているのか伺います。

以上3点よろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原むらづくり振興課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 9番議員の「5ヶ年計画の進捗状況について」のご質問にお答えします。

第7次総合計画は令和5年度から令和9年度までを計画期間とし「元気で優しい明るい村づくり」をキャッチコピーとして令和5年4月1日から始まったものです。

進捗状況は各事業それぞれになってはいますが、毎年10月に現行の総合計画に定められた事業や取り組みの内容について、計画期間にどの程度進行しているのか、担当部署ごとに進捗状況等の自己チェックを行なっています。

内容といたしましても、事業毎に点数を配分し、自己チェックを「計画通り取り組んだ 4点」「取り組んだが十分でなかった 3点」「一部取り組んだ 2点」「ほとんど取り組んでいない 1点」「取り組んでない 0点」として、スコアを集計して得点率（達

成率)を算出しています。

昨年10月の時点での集計でございますが、主な事業として「子育て支援・児童福祉 75%」「学校教育 68.3%」「健康づくり 96.2%」「農畜産業 81.3%」「企業誘致・創業支援 40%」「移住・定住 31.3%」「道路・橋梁・河川 94.4%」「住宅 50%」などです。あくまでも自己採点ですが、全体では73.5%の進捗率となっています。ちなみに前年は、全体で69.4%という数値が出ています。

全体的に高得点になっていますが、継続事業はスコアが高く、新規事業はスコアが低く出る傾向にあります。まだ計画期間半ばですが、新規事業も積極的に事業を実施し、達成率を限りなく100%に近づけられればと考えています。

続きまして、本村において何が最大の課題かとのご質問ですが、他の市町村と同様に村としては「人口減少対策」が最大の課題だと考えております。直近の人口で3,400人ですが、人口は年々減少傾向にあり、令和42年(2060年)、今から35年後になります。このままでは1,900人を下回るだろうと予測されております。

早急に対策すべき事業や様々な事業を展開していく必要があるのではないかと考えております。私からは以上です。

○議長(由井秀樹君) 続いて答弁を求めます。 中嶋産業課長。

○産業課長(中嶋昌哉君) 私からは、これからの農業政策のご質問にお答えします。

令和6年の野菜の販売金額を見ますと、村全体の集計値では200億円を超え、金額自体は下がっているわけではなく、横ばいか微増傾向にあると言えます。これはシーズン途中に一時的にレタスや白菜の単価が高騰した結果によるものだと分析していますが、安定した販売単価が担保されているものではありません。

またJAや各出荷団体の担当者の皆様には、野菜の契約単価の交渉等においてご努力いただいているところですが、真夏の野菜の過剰生産により単価が下がってしまうのが実際のところだと思います。

また農業経営に大きな影響を与えている資材等の高騰については、農業に限った話ではありませんが、国全体の課題として、本村でも各業種でそれに直面しているところであり、あらゆる業種で経費率が増加している状況だと認識しております。

川上村の農業経営の厳しさについては、いろいろな要因があり、苦境に直面している農家もありますし、今はそうでなくとも、漠然とした不安を抱えながら営農を継続しているという農家も多いのではないかと考えています。

お尋ねの農業に対する支援策としては、いろいろなものがありますが、農業経費等にかかる支援として現在村が実施しているものは、農業制度資金の利子助成、指定野菜に係る価格保証、及び転作奨励金、廃プラ処理に係る補助などがあります。特に制度資金

の利子助成については、トラクターなどの機械購入時の借入れ資金の利息を助成するものであり、多くの農家に利用いただいております。令和6年度からは、助成率を上げて制度の拡充を行なったところでありますが、これらを継続的に実施することで、経営規模の拡大や省力化、また経営の安定に一定の効果を生んでいるものと考えております。

さらに地元地区の要望などに応じて、国や県の事業も活用しながら、農道や用排水路の整備・修繕、畑かん施設の整備などの農業基盤整備を進めることで、生産性の向上を図り、農業所得の増大に資するように取り組んでいるところです。

中でも基盤整備に係る事業には、毎年多くの予算を計上しているところですが、農道や畑かん施設整備などの県営事業の場合には、国と県、村そして地元受益者の負担で事業が実施されているのが原則となっています。

令和元年度には、地元負担率の一部見直しも実施したものの、農家戸数にも限りがある中、この地元負担金が農家に大きくのしかかることで、事業の実施を躊躇するケースも発生しており、負担金の考え方についても、今後早急に検討する課題であると考えております。

また、お尋ねの土壌改良の経費支援についてですが、畑の土づくりはそれこそ農業の土台であり、それぞれの農家さん、こだわりの強い部分と承知しておりますが、なかなか均一的な支援は難しいと考えておりますが、緑肥補助金等のかたちで対応できればと考えております。

近年、JAでも新しい品目に着目し、ナスなどの出荷栽培への取り組みも行われていますし、今後の気象の変動を考えると、例えば本村においても、果樹栽培への転換なども視野に入れて、政策を進める必要もあるのではないかと考えています。

川上村は生活者のほとんどの方が何らかの形で農業に関わっていますし、今後も目指すところは「悠久無限の農業立村」であることには間違いがないはずです。村ではソフトとハードの両面から今後も継続して必要な農家支援を実施していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） それでは、9番大西議員の「高齢化の進行に対応するため、地域福祉の充実に向けた政策をどのように進めていくのか」のご質問にお答えしたいと思います。

地域福祉政策はいくつかございますが、その中でも特に5つの重点施策に取り組んでおります。

1つ目が「住宅支援の充実」です。まず高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訪問介護・訪問看護の体制強化を進めております。また一人暮らし高齢者の見守

り活動については、地域住民や民生委員などの福祉関係者が連携し、定期的な訪問や声かけを行う仕組みを整えております。

2つ目は、移動支援の拡充です。移動手段の確保も重要な課題であり、通院や買い物がしやすい環境を整えております。

3つ目は、高齢者の社会参加の促進です。高齢者の生きがいづくりや健康維持のため、地域の交流拠点を活用した高齢者サロンやアクティブな健康教室、健康講座を実施しております。

4つ目は、医療・介護の強化です。2040年に向けた地域包括ケアの推進を図るため、医療機関や介護施設と連携し、在宅医療やリハビリ支援の充実を整えております。

5つ目は、地域コミュニティの活性化です。地域ぐるみで支え合う仕組みづくりにも力を入れ、自治会や民生委員と協力し、交流イベントの情報提供などを行なっております。

今後は、地域の現状を把握し、住民・関係者が意見を出し合う場をつくり、多角的なアプローチで、高齢者が安心して暮らせる地域を「できることから」始めていけたらと思います。地域の実情に即した福祉施策を推進し、高齢者が安心して暮らせる村づくりを進めてまいります。

私からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 新設された課の中で、たいへん数値の高い実績率をつくっているなあと、とても確実に進められていることにたいへん安心しました。声を称したいと思います。しかしまだまだこれからもこの数値を高めるようによろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

村にとって人口問題がやはり重大だということを認識しているということを私も同じように捉えています。

今、日本では都市部を除いて多くの自治体で人口が減少し、過疎だ過疎だと過疎を煽っている向きがあると思います。しかし自治体によってはそれにのってか、そういう風潮に危機感を持って移住を促進することに力をたいへん入れている自治体も見られます。そしてその自治体では華やかにこういうふうにして人が来てくれた、こういうふうにして移住を促進しているという華やかにアピールしている部分もありますが、一方でせっかく移住した人が、地域になじめないとかあるいはいろいろ思っていたのとは違っていたとかということで、定着がしない例も見られます。これでは限られた人の引き抜きであって、ほんとうの人口増にはつながらないのではないかとたいへん疑問に思っていま

す。

先程、課長もおっしゃっていましたが、やはり川上村がしっかりとした土台の上に川上村に住む子供たちが大人になっても住み続けられる。また結婚などを機に川上村に住むようになった人や高齢者も人生を全うできるような村こそが人口増につながるのではないかと考えますが、このことの見解を伺いたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） ごもっともな意見だと思います。4月以降、少子化対策、子育て支援といたしまして、各関係者が同じ方向を向いて、対応していくことが重要ではないかと考えておりまして、4月以降、各課をまたいで、横断的なプロジェクトチームをつくって、対策を検討していく予定でございます。

また新たに結婚した世帯を対象にしまして、新婚生活にかかる引越し費用などを最大60万円助成する予定でございます。

また空き家対策といたしまして、先日の新聞報道でもありましたが、民間企業と連携しまして、何でも相談窓口のようなものを設置いたしまして、解体、売買、賃貸、利活用などを支援していく予定でございます。

また解体に対しましても最大50万円の補助を行なっていく予定であります。

あと地域おこし協力隊を採用しまして、地域の活性化、ふるさと納税の商品開発、地域資源の発掘や振興、SNSを利用した情報発信などに携わっていく予定でございます。

これだけではなくてすべての事業が人口減少や少子高齢化対策に通じるものだと考えておりまして、人口減少に少しでも歯止めがかかるよう様々な視点から対策を行なっていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 今のお答えで大変心強く思いました。子育て支援なども課をまたいで対策を検討していくというお答えにかなり真剣に考えているんだなあということ、子育て支援について、私たち議員の中からもいろいろな方がこの充実を求めていましたけれども、こういうことは行政が動いているということを感じて頼もしく思いました。

またいろいろな政策も今年は新たな政策がこのように組み立てられているということにもすごく心強く思いました。

そして私たちは5ヶ年計画が十分に機能しているという状況を今把握できましたので、この政策を確実に推進していただきたいと思います。

その中で将来へ発展した村につながっていくということもだんだん見えてきたし、人口問題についても解決していく指針になっているのではないかと思います。村には今

年度新設された部署を中心として政策を推し進められていくことを期待し、1点目の質問は終わります。

次に2番目の質問に再質問をお願いします。

村では農業政策に対して、様々な支援や政策をしているということが分かりました。先程の村づくりの実績の中でも、農業に対してもかなりの実績率があることも分かりました。しかしまだまだ皆さん農業に対する不安がとれていないのではないかと思います。この私が発行した便りの中には、気候変動による豪雨と連作による病虫害に加え、温暖化によってレタス、白菜の作りづらさも言われています。

また川上村は高地であることで産地が限定され、有利になるとも言われています。これまでの生産活動から収益性の高い品目の選定と栽培技術の確立、レタス、白菜に替わる転作の奨励、野菜や農地の伝染病を予防するため、国や県の関係機関との新しい技術を普及するなど、先程も課長があげられていましたが、これらの計画が進んだりまたさらに支援が届けば、生産者も力が入ると思いますが、先程述べた転作やあるいは農地の改良についてどこまで進んでいるのかさらに詳しく伺いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） 本村の農業というのは多くが露地栽培であると思います。ですから天候に左右されるというのは宿命であると考えております。

また繰り返しになりますけれども、やはり経費、資材等の高騰ということがありまして、農家の皆さんはなかなか安心した営農ができないということで、議員の便りのところにもあったように、ご意見が寄せられていると承知をしているところであります。

今、再質問にありました取り組み等につきましては、現在行なっている総合計画の中の野菜生産販売戦略協議会の中での取り組みのうちの1つ、2つになるかと思えますけれども、その協議会というのは各JAの販売指導者の方であったり、承継等の農家の代表の皆さんであったりといった方たちで構成しており、会議を持ちますといろいろな意見を聞くことができたり、議論したりすることができます。

先程の1番議員からもありましたトラックステーションのことにつきましても、昨年の帰りの席ではやはり話の1つとして出てきております。夏場にはだいたい1日170台以上の大型トラックが本村に入っていると聞いておりますけれども、輸送問題等ありまして、なかなか今度は産地も輸送の面でも選ばれる時代と考えておりますので、先程のトラックステーション等の整備につきましても、近々の課題であると理解しているところであります。

また村とか行政ではなくて、個人であったり生産団体の皆さんがいろいろとレタスの

収穫期であったり、ドローンによって肥料を散布したりといろいろな取り組みを実際やっていることは承知をしているところであります。

また先程の答弁で申し上げました果樹栽培につきましても、やはり実がなるまで何年もかかるというものでありますので、この気候変動の中で、本村においても試験的にも早急に取り組みたいと考えているのが実際のところであります。

何の試みもしないと流れるほうにしか進みませんし、結果だけ求めてしまうとなかなか踏み出せないところがありますので、いろいろな状況ありますけれども、すぐやってみるとか対応してみるという姿勢で、農業施策についても取り組んでいきたいと考えております。よろしくをお願いします。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） やはり今ちょうど川上村の農業は過渡期に入っているなと思います。ちょうどこれからどうしたらいいのかとと思っている人とあるいはもう諦めて農業をやめようという人といやもっと頑張っってやっていこうという人といろいろなことが交差している状況だと思います。

今、課長がおっしゃったようにとにかくいろいろな試みをしてしながら産地も選ばれてくるところだと思いますので、是非その支援を村として、支援の仕方はいろいろあると思うのですけれども、その辺をよろしく願いいたします。

それと便りの中で、子供の頃から見えてきた野菜畑が先代が努力したのを今、自分がこうして畑を作っていることに喜びを感じているとか、あるいはみんなの力で共にチャレンジしていくことで、前に進めていこうという思いになるとか、とにかく川上の農業は私は大好きなんだという声もありました。こういう厳しいけれど、先人達が築き上げたことを受け継いで、乗り越え、発展させて行こうというこの便りから気概が感じられました。村としても是非、この人たちに応えるように川上村を支援していただけたらと思います。

それで投稿にあった後継者の方が農業なくして村はなしという言葉も添えていました。是非そのように村がこれからも発展し、人口も安定するような村になっていけたらと思いますので、是非、努力をお願いいたします。

それでは2番目の質問はこれで終りまして、次の最後の質問の再質問に入ります。

地域福祉についてです。たいへん細やかな支援活動をしているというふうを受け止めました。いろいろな高齢者がいる中で、いろいろなメニューをもってこれだけ進めているということにまたその立場に立った施策が進められているということが大変心強く思いました。

先程むらづくり推進課の課長がおっしゃっていましたが、何もしなければ活性

化の人口は減っていくということですが、これから活性化の高齢者人口はどうなっていくのかまた新しい家族形態が生まれていく中で、どのようになっているのか伺いたいと思います。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井保健福祉課長。

○保健福祉課長（由井康奈君） ただいまのご質問にお答えします。

村内における高齢者世帯の状況は、地域包括支援センターで、高齢者実態調査等を行う中で把握している状況は、令和5年度においては、総人口3,445人、そのうち65歳以上の割合は36.1%で年々増加しており、村内在住の方で65歳以上独居高齢者の人数は150人程度、また65歳以上で2人以上高齢者世帯は99世帯です。合わせておおよそ250世帯を見込み、村内の約2割が該当してくるかと思います。このうち村内のキーパーソンのいない独居高齢者は把握している段階では114人で、令和元年度と比べまして14人ほど増加しております。

キーパーソンがいない場合、「地域ぐるみで支える仕組み」を作ることが非常に重要です。地域の住民・自治体・企業・ボランティア団体などが協力して、多様なサポート体制を整え、孤立を防ぐことができればと思っております。

今後の支援の方向性として、4つ。

住民主体の支え合いネットワークの強化、行政・民間の連携強化、移動・買い物支援の拡充、AIを活用した見守りの強化など、高齢者が安心して暮らせるよう地域と連携しながら、より多様なサービスを展開していけたらいいと思います。

独居の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域住民全体で支え合う仕組みづくりが必要であります。地域サロンや居場所づくり、高齢者が気軽に集まれる場所を設け、定期的なイベントや交流会を開催し、交流の場を設けることも大切と考えます。

地域住民が気軽に運営に関われるかたちで、通いの場ができるような地域になるためにどのように進めていったらいいのか、今後、生活支援体制整備協議体や社会福祉協議会など地域住民、企業、団体、関係機関の意見も参考に整備できたらと思っております。以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） これから高齢者が増えていくしさらにキーパーソンのいない、頼れる人のいない人も増えていくという話が報告されました。そうするとやはり高齢者がどうこの村で暮らしていくかということに戸惑いを感じると思います。今、地域の支え合いがだいじだという具体的な取り組みのことも報告されましたけれども、私もそのように思います。高齢者が増加していくならば、今のような事業を進めていく上では、

役場の地域包括とかあるいは社協だけではとても心が行き届かないかと懸念しています。

これからは地域で支え合うことがだいじなのではないかと思っています。あちこちの文献を見ましても、地域の支え合いが必要だということが述べられている文章を目にします。私が知る範囲でもボランティアで高齢者の見回りに行ったり、高齢者の話し相手をしているとかあるいは買い物などの外出をサポートしているよとかあるいは家の周りの整備をしているという方もおられます。このように支援を必要とする人と支える人と村としてはいろいろな団体を考えていますでしょうけれども、村人がそういうふう知っている人に支えられることで安心感があって、安心して暮らせる村になると思います。そういう意味では村は繋ぎ手となって、住み慣れた地域で暮らせる仕組みを作っていくことも新しい福祉のあり方ではないかと思っています。

そういうことでは是非、そういう地域のコミュニティをだいじにしたそういう組織を役場に作っていただいて努力していただけたらと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で、9番議員 大西たま子さんの一般質問を終わります。

ここで11時35分まで休憩します。

(11時25分)

(休憩)

(11時35分)

○議長（由井秀樹君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。通告番号5 2番議員 川上真人君。

○2番（川上真人君） 2番議員 川上真人、通告に従い梓山地区の一ノ瀬と梓湖の現状

と今後について質問いたします。梓山地区の一ノ瀬は、現在砂防堰堤としての働きの結果、かなり広い面積が瀬となっております。一ノ瀬には赤谷沢、所並沢、堀の沢の3つの沢から水が流れ込んでおります。

19号台風では、所並沢、堀の沢が氾濫し、堀の沢では土砂が千曲川に流れ込まず、5枚の畑が水没し、2棟の倉庫が浸水したと記憶しております。この事案は橋に土石流が詰まったことが直接の原因だったかもしれませんが、千曲川の水位が上がれば、水が川に流れ込まず溢れることが十分に考えられます。

また所並沢では1枚の畑の一部が流出しました。これらの原因にあるのは千曲川の水位の上昇があると思われませんが、対策がなされているとは思いません。所並沢の流入地点は土砂の搬出は少なされましたが、見た目には土砂を積み上げただけのように思われます。

また一ノ瀬の上流部には大量の流木がそのまま川にあり、今後の豪雨の際には一ノ瀬

に流れ込み、上流部での氾濫の危険があると予想されます。

国土交通省の砂防堰堤の働きという資料には一ノ瀬の堰堤は不透過型砂防堰堤と呼ばれる堰堤で、堰堤の上流部に土砂を溜めることにより下流への災害を防ぐ目的があるとされています。不透過型砂防堰堤と呼ばれる堰堤は、堰堤の真ん中に穴が開いている堰堤のことを言っているようです。

そしてその溜まった土砂を次の土石流災害を防ぐために取り除くことができると記されております。それとともに不透過型砂防堰堤は、土砂でいっぱいになっても効果がなくなるわけではないと記されておりますが、一ノ瀬地区には3本の沢が流れ込んでおり、倉庫が3棟、畑が15枚ほど、集荷場も1つ、山の神様もあります。それらを考えると、土砂の上に国交省の示した土砂の上に土砂が溜まり、さらに大きく積もって溜まるという形ではこれ以上の土砂の堆積は危険と思われれます。

次に梓湖ですが、梓湖の堰堤には穴が開いておらず、砂防堰堤かどうかはつきり理解しておりませんが、梓湖も現在はかつての4分の3ほど土砂で埋まってしまっておりま。まだ4分の1あるという考えもありますが、グラウンドもあり、土砂の堆積は問題ではなかと思ひます。

また梓湖はすぐ下から民家があり、皆不安な気持ちは多少持っております。千曲川系の最上流部ということで、砂防堰堤は必要なものと考えますが、今後一ノ瀬、梓湖の土砂対策はどのように考えているのか質問します。よろしくお願ひします。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 藤原建設課長。

○建設課長（藤原英紀君） それでは2番議員さんご質問の梓山地区の一ノ瀬と梓湖の現状と今後についてお答ひします。

梓山地区一ノ瀬と梓湖の堰堤は、当時、県の砂防事業により設置された先程おっしゃったように不透過型砂防堰堤でございます。もちろん今おっしゃったように一方では土砂が満杯になれば急流を防ぎ、勾配がゆるくなり流れるスピードが抑えられるということがもちろん効果であります。

一般的なつくりとすれば一杯になっても雨が降るたびに土砂が水の力で削られて、少しずつ下流に流れていき、同じサイクルを繰り返し続けます。

私たちが今回のご質問により、県の方にいろいろお聞きしました。堆積物の除去についてですが、災害等により県が想定している以上の土砂の堆積が見られた場合は、県事業として土砂の撤去はありますということですが、今のところ両方の撤去等は考えていないという解答をもらっております。

新年度になりまして、県への要望の箇所のヒアリングまた毎年行なっている建設事務所との意見交換会等も踏まえまして、そういった現場を一緒に回りまして、こういった

地元の皆様のご指摘等を現場で見ながら状況を把握し、一緒に注視していきたいと思  
います。

ちょうど先日、治水関係で県の方から建設事務所の方と役場に来られました。そこで  
そういった話題も出たところでもありますけれども、堆積物がいいのかその上の木の生い  
茂ったのをどうするのかということも話し合いました。今年、本郷地区の河川の木も切  
っているところがございますけれども、そういった事業で、そういった所も切れるのか、  
また地元が切った場合、どういう手続きで切れるのかとかも今話し合っておりますので、  
そういったところもまた検討、協議しながらやっていきたいと思えます。

いずれにいたしましても、以前より一ノ瀬については、上流の畑の皆様のご心配、  
梓湖については下流の住宅のご心配というのは常にあると認識しておりますので、県の  
道路、河川パトロールまた私たちも逐次、現場を見に行きながらそういった所をいつも  
注視し、大水のたびに現場に行ったりして、また状況把握に努めておりますので、また  
地元の皆様ともいろいろな話をしながら対策を進めていきたいと思えますので、よろ  
しくお願いします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 2番 川上真人君。

○2番（川上真人君） 河川は県の管轄だと思いますので、県と綿密に連絡を取り合いな  
がら、村民も地域住民も素人のものですから、専門家の意見を聞きながらやっていただ  
きたいと思えますので、よろしく申し上げます。以上で私の質問は終わります。

○議長（由井秀樹君） 以上で2番議員 川上真人君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。通告番号6 5番議員 渡邊 正君。

○5番（渡邊 正君） 5番議員 渡邊 正、通告に従いまして2点ほど質問いたします。

まずは副村長の任命についてです。村では副村長が空席になって、まもなく1年が経  
過いたします。昨今この大型事業の実施や行政事情の拡大等により難しい局面が多々あ  
るのではないかと思います。村長の片腕となる副村長を置き、行財政改革、政策立案、  
リスク管理などマネジメントを強化していくべきと考えるが、村長はそのことに関し  
てどのように考えているか答弁願います。

2点目は外国人技能実習生、特定技能外国人における公共交通の利用についてです。

村の農繁期には約1,200人もの外国人技能実習生並びに特定技能外国人が入村します。  
大勢の外国人材が長期間にわたって村内で生活するということになりますが、その人た  
ちの公共交通の利用状況についてお聞かせください。

村営バスやJR小海線の利用状況について、昨年1年間の利用人数、行き先、目的など  
分かる範囲で答弁願います。

また外国人が村で暮らしやすい生活を送るために、公共交通の利便性を高めるべきと

考えますが、今後何かしらの方策、計画はありますか。以上です。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 由井村長。

○村長（由井明彦君） それでは私から5番議員 渡邊 正さんの質問にお答えします。

先程申されたとおりでございます。副村長の空席期間が間もなく1年になろうとしているわけでございます。副村長がいてくれるのといないのでは、私の行政運営も雲泥の差があることを、この1年間で痛切に感じたわけでございます。もちろん政策の決定の相談はもとより、私の出席すべき行事等のスケジュールと重なってしまった際には、無理をして両方出席できればいいのですが、どうしても出席できない場合は欠席となってしまう、大変申し訳なく思っているわけでございます。

このような状況を打開すべく早急に副村長を選任し、議会の皆様の同意をいただけるよう引き続き努力してまいる所存でございます。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（由井秀樹君） 続いて答弁を求めます。 中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） 私からは5番議員の外国人技能実習生、特定技能外国人における公共交通の利用についてのご質問についてのご質問にお答えします。

はじめに外国人農業従事者の方たちの村営バスの利用状況であります。令和5年度は利用人数約2万人のうち外国人農業従事者の方たちは約8,000人が利用しています。

また今年度は昨年4月から今年1月までの集計ですが、利用者人数は約2万人のうち今年は1万500人の方が利用されています。

行き先としてはナナーズやセブンイレブン前のバス停、信濃川上駅へ行く人がほとんどであります。その他には郵便局や役場前のバス停、友人宅を訪ねる場合にも利用があるようです。

次にJR小海線の利用状況であります。信濃川上駅で切符を購入する外国人農業従事者は、多い日で一度に20人から30人の方たちが購入する時間帯もあります。村営バスの信濃川上駅での乗降人数も多いことからJR小海線を利用する人数も多くなってきていると推測をしております。

信濃川上駅での切符販売状況は、行き先として佐久平と小淵沢駅までの購入が多く、その他には塩尻駅や小諸方面への購入もあります。

続いて利便性を高めるための方策についてであります。今年度、外国人農業従事者等が本日朝も転入の手續にいらっしゃってございましたけれども、その手續をする際に外国語の村営バスの案内チラシを配布し、利用促進を図りました。今後も外国人の方たちにも分かりやすい案内や表示をしてまいります。

また小海線の活性化、利用促進を視野に外国人農業従事者向けのバスと小海線のお試し乗車券を考えたわけではありますが、少し方法的にJRとの十分な協議に至りませんでしたし

たので、難しい点があるかと思いますが、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以前は村営バスをデマンドバスへの移行を検討しましたが、このように外国人農業従事者の方たちの利用が増加していることから、デマンドバスではなく現在の路線バスを継続して運行していくこととし、またより快適に利用していただけるよう来年度、再来年度と1台ずつ路線バスの車両を更新する計画を持っております。

ただ利用者の増加から、路線バスの料金収入は増加傾向にはありますけれども、村営バスを継続していくには、引き続き一般会計からの繰入金が必要な状況に変わりはありません。

しかしながら本村の基幹産業である農業を維持するには外国人農業従事者の皆さんの労働力は不可欠であります。生活環境上の移動手段の面でも少しでも利便性につながる方策、アイデアをこれからも打ち出し、整えていければと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 再質問を許します。 5番 渡邊 正君。

○5番（渡邊 正君） 1点目の当面の間、副村長を置かないという村長の考えは理解できました。村長の公約している「元気で優しい明るい村づくり」のために村長はじめ教育長、課長級職員が中心となり職員一丸となって行財政運営に邁進していただきたいと考えます。よろしくをお願いします。

それから2点目の外国人材は長い間故郷を離れ、村の基幹産業を支える大変な仕事に従事しています。買い物ぐらいは自由に行けるよう外国人にとって気軽に利用できる公共交通があってほしいと考えます。ひいては公共交通の営業面での活性化にもつながるものと思います。今後さらなる工夫をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（由井秀樹君） 由井村長どうぞ。

○村長（由井明彦君） 今の渡邊議員さん、当分の間副村長は置かないというような発言があったわけですが、私の考えは早急にやりたいということでございますから、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○議長（由井秀樹君） 5番 渡邊 正君。

○5番（渡邊 正君） 失礼いたしました。

○議長（由井秀樹君） 以上5番議員 渡邊 正君の一般質問を終わります。

これで本定例会に通告のあった一般質問を終わります。

本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。ご苦勞様でした。

(11時55分)

## 令和7年川上村議会第1回定例会（最終日）

令和7年3月17日  
(開会 10時00分)

○議長（由井秀樹君） おはようございます。

本日は全員の出席を得ています。

これから本日の会議を開きます。

ここで議事に入る前に、由井村長から発言を求められていますので、それを許可します。 由井村長。

○村長（由井明彦君） 改めておはようございます。今回の消防団員の私的流用事案につきまして、報道等によりまして、村民の皆様にご迷惑をかけたことに心からお詫びを申し上げる次第でございます。

今回の件に関しましては、消防団長はじめ団本部の迅速による行動によりまして、最小限の影響で収束に向かいつつと思っております。しかしながら二度とこのような事案が起きてはいけませんので、村と消防団で協力しながら再発防止に努めてまいる所存でございます。

何と申しましても、消防団員は地域のコミュニティへの中心的組織であり、災害時においては、だいじなマンパワーとなっております。今回の件で反省すべき点はいくつもあります。消防団員の意気が消沈しないように議員の皆様方のご指導、ご協力を賜りたいと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

### 日程第5 議第1号 川上村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第5 議第1号 川上村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第1号 川上村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

## 日程第6 議第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第6 議第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

## 日程第7 議第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第7 議第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第3号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

## 日程第8 議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（由井秀樹君） 日程第8 議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第9 議第5号 特別職の職員で常勤のものの旅費に関する条例の一部を改正する条例**

○議長(由井秀樹君) 日程第9 議第5号 特別職の職員で常勤のものの旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第5号 特別職の職員で常勤のものの旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第10 議第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例**

○議長(由井秀樹君) 日程第10 議第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第6号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第 11 議第 7 号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 日程第 11 議第 7 号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 7 号 川上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第 12 議第 8 号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 日程第 12 議第 8 号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 8 号 川上村観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第 13 議第 9 号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例**

○議長（由井秀樹君） 日程第 13 議第 9 号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 9 号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第 14 議第 10 号 川上村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例**

○議長(由井秀樹君) 日程第 14 議第 10 号 川上村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 10 号 川上村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

**日程第 15 議第 11 号 川端下辺地ほか 7 辺地に係る総合整備計画の変更について**

○議長(由井秀樹君) 日程第 15 議第 11 号 川端下辺地ほか 7 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 11 号 川端下辺地ほか 7 辺地に係る総合整備計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

## 日程第 16 議第 12 号 令和 6 年度川上村一般会計第 8 回補正予算

- 議長（由井秀樹君） 日程第 16 議第 12 号 令和 6 年度川上村一般会計第 8 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。 6 番 井出 光君。
- 6 番（井出 光君） 補正予算の第 5 表地方債の補正についてですが、庁舎施設整備事業資金と交流防災センター施設整備事業資金で合計 1 億 4,000 万円ほどの起債を見込んでおりますが、これは借金を返すための起債ですが、その他に基金の中で庁舎設備基金の方はまだ 2 億円ぐらいありますし、減債基金もまだ 3 億何千万円ありますから、これも借りてもいいのですけれども、その他にどちらの基金も利用して、できるだけ利息の高い借金を返済していく方法をとったらいかがでしょうか。
- 議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。
- 税財政課長（高見澤 光君） ただいまのご質問ですが、5 表の地方債補正の 2 行目の交流防災センター施設整備事業資金で、今回地方債補正では補正はないわけですが、予算書の 41 頁の公債費の関係でよろしいでしょうか。今回 41 頁の 4 億 1,000 万円ということで、繰上償還、交流防災センター分を繰上償還するわけですが、こちらの公債費に関しましては、当初予算書の最後のページに載っているわけですが、こちらの借入れが令和 4 年借入れで、令和 14 年までということになっておりまして、10 年でございます。
- それ以外に 20 年等で借入れしているものがあるのですが、こちらの 10 年のものを繰上償還した方が後に効果があるということで、令和 7 年度から 5 千万円の元金返還をする予定でありましたが、そちらがなくなってくるということで、借入れの中でより効果の高いものということで、繰上償還ということで、今回補正にあげさせていただいております。よろしく願いいたします。
- 議長（由井秀樹君） 6 番 井出 光君。
- 6 番（井出 光君） できるだけ利息の高い借入れは減債基金とかで早めに繰上償還をお願いいたします。
- 議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。
- 税財政課長（高見澤 光君） はい分かりました。できるだけそのようにしたいと思います。よろしく願いいたします。
- 議長（由井秀樹君） 以上で 6 番 井出 光議員の質疑を終結といたします。
- ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 12 号 令和 6 年度川上村一般会計第 8 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

### **日程第 17 議第 13 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計第 3 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 17 議第 13 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計第 3 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 13 号 令和 6 年度川上村国民健康保険特別会計第 3 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

### **日程第 18 議第 14 号 令和 6 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 2 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 18 議第 14 号 令和 6 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 14 号 令和 6 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 19 議第 15 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 19 議第 15 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 15 号 令和 6 年度川上村介護保険事業特別会計第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 20 議第 16 号 令和 6 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 20 議第 16 号 令和 6 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 16 号 令和 6 年度川上村訪問看護事業特別会計第 2 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 21 議第 17 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計第 4 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 21 議第 17 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計第 4 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 17 号 令和 6 年度川上村簡易水道事業会計第 4 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

## **日程第 22 議第 18 号 令和 6 年度川上村下水道事業会計第 3 回補正予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 22 議第 18 号 令和 6 年度川上村下水道事業会計第 3 回補正予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 18 号 令和 6 年度川上村下水道事業会計第 3 回補正予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

## **日程第 23 議第 19 号 令和 7 年度川上村一般会計歳入歳出予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 23 議第 19 号 令和 7 年度川上村一般会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。大西たま子さん。

○9 番（大西たま子さん） 47 頁の総務費総合管理費の 9 目結婚支援事業の 18 節の結婚生活新生活支援補助について質問します。先日の予算説明会の際にこの支援事業の説明がされました。その項目の中にちょっと疑問に思うことがありましたので、質問します。

まず対象世帯ということで、夫婦共に婚姻日に年齢が 39 歳以下であるということについてと、補助限度額について、夫婦共に結婚時に 29 歳以下の方は 60 万円でその他の夫婦は 30 万円の補助という限度があります。これについてちょっとひっかかることがあります。

それと対象世帯の新婚世帯の所得が 500 万円未満であることということの 3 点についてお願いします。500 万円未満の方に補助があるということなのか、そのことを確認し

たいと思います。

年齢についてですが、29歳以下ということについて、今結婚年齢が上がっていて、あるいは再婚して29歳以上の方とかもいらっしゃると思うのですけれども、そういう30歳になったら補助金が30万円しかもらえないということについて、やはりこの辺は枠を広げた方がいいのではないかという気がします。

それと夫婦ともに婚姻時における39歳以下であるということ、なんかこういう線引きをすると、いかにも子供を出産するための人に補助金をあげますよということ、そういうようなプレッシャーをかけているようで、じゃあ29歳までに結婚しなくてはとかそういう風潮が村にあるのではないかというふうにマイナスイメージにとられるのではないかと思って、その辺のこと以上のことで質問します。

○議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 原むらづくり推進課長。

○むらづくり推進課長（原 岳司君） 今のご質問にお答えします。来年度から事業を進めるにあたりまして、県の補助金の要綱にならってやっております。

その内容については、県にならっていますので、県の方が直せば村の方も直したいという考えでおります。

それで独自という考えもありますが、近隣の市町村も調べたところ、どこもこれにならっているようであります。それでこういうふうにしております。

それでまた結婚祝金20万円は今回あげてありませんが、6月で補正いたしまして、どちらか選べるような要綱にしていきたいと思っております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 大西たま子さん。

○9番（大西たま子さん） 県も私の考えにとってはかなり女性に対するそういうプレッシャーというか子供を産む、子供を産む道具というふうに考えているのかなあと、ちょっと過激な思いもするので、機会があったらその辺を声をあげて直していただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で大西たま子議員の質疑を終結します。

ほかに質疑ございませんか。 井出 光君。

○6番（井出 光君） 今の件と同じなのですが、先日、私は個人的にむらづくり推進課長と話をしたときに、村長と話をして、補正予算で変えていくという話を聞いたのですけれども、できればまず39歳を撤廃してください。年齢関係なしです。39歳以上で結婚しなければいけない人がやまほどいます。まずこれを撤廃してもらうことと、29歳の年齢制限も撤廃して、何歳でも60万円までもらえると。

逆に補正を組むのであれば結婚祝金の20万円をこれだけ物価も上昇していますので、30万円とかにアップするような方法で補正を組んでください。お願いします。

- 議長（由井秀樹君） 原むらづくり推進課長。
- むらづくり推進課長（原 岳司君） ここでは一概にはっきり分りましたとはお答えできませんので、財政当局と理事者と相談して検討していきたいと思います。以上です。
- 議長（由井秀樹君） 以上で6番 井出 光君の質疑を終結いたします。
- ほかに質疑ございませんか。 由井基治君。
- 7番（由井基治君） 予算書の27頁、基金繰入金の2節減債基金繰入金1億5,000万円がありますが、例年ではこの金額が載らない数字ですが、これが載っている理由。
- あと村税が比率が上がって、村税も上がっているはずですが。
- あとは一番下の21節森林環境譲与税基金繰入金とありますが、これも今まで使ったことがないと思いますが、これを使わなければいけない理由をお聞きします。
- 議長（由井秀樹君） 答弁を求めます。 高見澤税財政課長。
- 税財政課長（高見澤 光君） まず1点目のご質問ですが、繰入金の基金繰入金の5節減債基金繰入金1億5,000万円ということですが、こちらは今現在減債基金残高というのは3億5,000万円弱ほどあるのですけれども、こちらを今回、予算書の136頁ですが、12款公債費1項公債費の元金ということで、償還金利子及び割引料ということで、6億4,000万円を公債費の元金ということで予算化しております。そちらに財源として減債基金の繰入金ということで1億5,000万円入れております。
- 減債基金は経済状況の変動等により財源が不足する場合において、村債償還の財源に充てることのできるようになっております。
- 令和6年度予算にはないわけですが、令和7年度予算では公債費が約6億7,000万円と令和6年度の4億8,500万円に比べ、約1,800万円増加しております。
- 増加の要因としましては、令和4年度に庁舎関連で借入れた起債の据置き期間が終了し、令和7年度から償還が始まるためであります。そのため今回、減債基金の1億5,000万円というものを予算化しております。
- 2点目の村税に関する質問ですが、もう一度お願いします。
- 議長（由井秀樹君） 由井基治君。
- 7番（由井基治君） 村税も利率が上がって、上げたという理由はどういうことですか。
- 議長（由井秀樹君） 高見澤税財政課長。
- 税財政課長（高見澤 光君） 住民税の税率は10%で変わってはおりません。
- 議長（由井秀樹君） 由井基治君。
- 7番（由井基治君） 事前説明会のときに、たしか計算の方式を変えて、住民税を上げたという説明があったはずですが、それはどちらでもいいのですが、質問を続けます。
- 先程の補正予算でも1億1,000万円プラスして、公債費を減らしたのはいいと思いま

す。ただ今回の一般の予算も減債基金を使って運営しなければ、村税が村の運営するお金が少し足りなくなってきたのではないかという考えがありますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（由井秀樹君） 高見澤税財政課長。

○税財政課長（高見澤 光君） 議員ご指摘のとおり、令和7年度から公債費が増えるということで、財源的には厳しくなってきました。そのため今回の減債基金平成28年度頃から積立しているものでございますが、そちらを今回使わせていただくということでございます。

先程の2点目の村税に関してでございますが、税率は変わっておりません。予算説明のときに説明したものは村民税を予算を上げたという説明をしたと思うのですが、農業所得の増と経費率の関係でございまして、後程担当から由井議員の方に資料をお渡しするといった件でよろしいですか。

そちらは農業に関する経費の割合が高いという見積りであったところ、それほどでもなかったことで、農業所得が多く見込めるということで、令和6年度よりは村民税の所得割をあげてあります。

今回の令和6年度の第8回補正でも増額補正したところでございますが、税率ではなくて、収入と経費の差が見込みは厳しく見込んであったのですけれども、それほどでもなかったということで、予算をあげております。

3番目の森林環境譲与税の関係ですが、林務の担当課長よりお願いします。

○議長（由井秀樹君） 中嶋産業課長。

○産業課長（中嶋昌哉君） 債務の部分ですけれども、森林環境譲与ですけれども、私の方からご説明いたします。森林環境譲与税の基金を含めて、基金の多くが目的とか用途が限られている基金というのが非常に多くあります。

この森林環境譲与税につきましては、本村の森林の部分に関わることでありまして、今年度7年度の予算では予算のときご説明した林政アドバイザーの人件費だとか村有林の整備等の意向調査等の部分で、この1,300万円等を充当しております。

6年度はたぶんなかったかもしれませんが、その前年度あたりは庁舎のこういった木質の部分については、譲与税の基金を使うことがオーケーでありますので、そういった部分のときには、財源として予算化していると、基金から繰入れるということの措置をしております。以上です。

○議長（由井秀樹君） 7番 由井基治君。

○7番（由井基治君） 答弁を聞いていると、前、小学校の建設のときは健全化だという話だったのですが、今年度の予算をみると、そうもいかない感じが伺われます。という

のも減債基金を繰入れなくてはいけないとか、環境譲与税も普段は使わなかったのですが、出して入れてという作業があるということは、ある程度その辺は私たちが学校建設を反対した理由になるかも、正しかったかなあという感じもとれると思います。以上です。

○議長（由井秀樹君） 以上で由井基治君の質疑を終結いたします。  
ほかに質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論は ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 19 号 令和 7 年度川上村一般会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 24 議第 20 号 令和 7 年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 24 議第 20 号 令和 7 年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論は ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 20 号 令和 7 年度川上村営バス事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 25 議第 21 号 令和 7 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 25 議第 21 号 令和 7 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 21 号 令和 7 年度川上村特別住宅特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 26 議第 22 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算**

○議長(由井秀樹君) 日程第 26 議第 22 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 22 号 令和 7 年度川上村国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 27 議第 23 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算**

○議長(由井秀樹君) 日程第 27 議第 23 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 23 号 令和 7 年度川上村後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

ここで 11 時 05 分まで休憩といたします。

(10 時 52 分)

(休 憩)

(11 時 05 分)

○議長（由井秀樹君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

#### **日程第 28 議第 24 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 28 議第 24 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 24 号 令和 7 年度川上村介護保険事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### **日程第 29 議第 25 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 29 議第 25 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

議第 25 号 令和 7 年度川上村訪問看護事業特別会計歳入歳出予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

### **日程第 30 議第 26 号 令和 7 年度川上村簡易水道事業会計予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 30 議第 26 号 令和 7 年度川上村簡易水道事業会計予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 26 号 令和 7 年度川上村簡易水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

### **日程第 31 議第 27 号 令和 7 年度川上村下水道事業会計予算**

○議長（由井秀樹君） 日程第 35 議第 30 号 令和 6 年度川上村下水道事業会計予算を議題といたします。説明は済んでいますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑を打ち切り討論に入ります。討論はございませんか。

（討論なし）

討論なしと認め、採決いたします。

議第 27 号 令和 7 年度川上村下水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

### **日程第 32 陳情第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情**

○議長（由井秀樹君） 日程第 32 陳情第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情を議題といたします。

本陳情については社会文教委員会に付託されていますので、その審査結果を社会文教委員長から報告を求めます。社会文教委員長 大西たま子さん。

○社会文教委員長（大西たま子さん） =報告=

○議長（由井秀樹君） 本陳情に対する委員長報告は採択です。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑がございませんので、社会文教委員長は自席に戻ってください。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、採決いたします。

陳情第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員。したがって、本陳情は採択と決定しました。

ここでお諮りします。

追加第1号として日程第1 委員会の議会閉会中の継続審査の件を日程に追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

お配りした追加日程表の日程番号のとおり、議題とすることに決定いたしました。

#### **追加日程第1 委員会の議会閉会中の継続調査の件**

○議長(由井秀樹君) 追加日程第1 委員会の議会閉会中の継続審査の件を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議案集綴り込みの申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### **閉 会**

○議長(由井秀樹君) 以上で本定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和7年第1回定例会を閉会といたします。

たいへんご苦勞様でした。

(閉会 11時15分)

上記会議の顛末を記載し、相違なきことを証するため  
署名議員と共に署名する

令和 年 月 日

川上村議会議長

署名議員第 番

署名議員第 番